

令和4年度ホコ天マルシェごしょがわら開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中心街の賑わいづくり及び回遊性の向上を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的として、市産品の魅力発信・発掘をコンセプトとしたイベントの実施について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 このイベントの名称は、「ホコ天マルシェごしょがわら」（以下、当イベント）と称する。

(主催)

第3条 当イベントは、五所川原地域中心街活性化イベント実行委員会が主催する。

(会期及び会場)

第4条 当イベントの開催日は令和4年10月8日（土）とし、会場は立佞武多の館周辺とする。

2 時間は、午前10時に開き、午後3時に閉じる。

(実施内容)

第5条 市道大町大通り線を歩行者天国にし、テントを設置して野菜や果物、加工品や工芸品、飲食物を販売する。

2 立佞武多広場を飲食スペースとして開放する。

3 その他、実行委員長が実施を認めるもの。

(出店申込方法)

第6条 当イベントに出店を希望する者は、別に定める出店者募集要項に従って五所川原地域中心街活性化イベント実行委員会事務局に出店申し込みしなければならない。

(出品物の搬入及び搬出)

第7条 出店に係る出品物の搬入及び搬出は、出品者が行う。

(出品物の保護)

第8条 商品の保護及び管理は出店者各自において行うものとし、不可抗力による損害に対して五所川原地域中心街活性化イベント実行委員会はその責を負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのないもので必要な事項は、実行委員長が定める。

附則

1 この要綱は、令和4年8月2日から施行する。